

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る各審査請求について審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、別紙1の物件目録記載の本件土地1及び本件土地2（以下、併せて「本件各土地」という。）について、平成29年3月10日付けで行った平成24年度分ないし平成28年度分（以下、併せて「本件各年度分」という。）に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（内容は、別紙2の処分目録記載のとおり。以下「本件各処分」という。）について、それぞれその取消しを求めるものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分を違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求外〇〇と半分ずつである。隣地と境界に争いがある土地なのに税額が高すぎる。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 6月 8日	諮問
平成30年 6月15日	請求人から主張書面の提出
平成30年 7月20日	審議（第23回第2部会）
平成30年 8月22日	審議（第24回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法343条1項は、固定資産税は、固定資産の所有者に課するとし、同条2項は、「所有者」とは、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうとし、この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日（賦課期日）において当該土地を現に所有している者をいうものとする」と規定している（法702条により都市計画税についても同様）。
- (2) 法359条は、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日と規定している（法702条の6により都市計画税についても同様）。

- (3) 法432条1項は、固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳の登録事項（法381条1項）について不服がある場合、所定の期間内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができるとし、同条3項は、固定資産税の賦課についての審査請求においては、同条1項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を、当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができないと規定している（法702条の8第2項により都市計画税についても同様）。
- (4) 法20条の11は、徴税吏員（法1条1項3号）は、法に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができると規定している。
- (5) 民法882条は、相続は死亡によって開始するとし、同法896条は、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継すると規定している。そして、同法938条は、相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならないとし、同法939条は、相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなすと規定している。
- 2 これを本件についてみると、処分庁は、本件各土地に係る本件各年度分の固定資産税等の各賦課期日（1月1日）前の平成21年3月21日に請求外〇〇が死亡し、相続が開始していること、平成29年1月5日に請求外〇〇だけが請求外〇〇の相続財産（本件各土地を含む。）について相続放棄の申述をしていることが認められたため、法343条2項の規定に基づき、本件各年度分の固定資産税等の各賦課期日現在における本件各土地の所有者

を、本件各土地を現に所有している請求人のみと認定したものである。

その上で、本件各年度分の固定資産税等の各賦課期日現在の適正な固定資産課税台帳登録価格に基づき、本件各処分に係る課税標準額及び税額をそれぞれ算出しているところ、その算出過程において違算等の事実はないことから、本件各処分は法令等の定めに従って適正になされたものと認められる（処分庁作成の弁明書添付の「固定資産税 税額計算書（土地）」及び「都市計画税 税額計算書（土地）」による）。

したがって、本件各処分は、上記 1 の法令等の定めに従って適正になされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、本件各土地について、請求外〇〇と半分ずつの所有（共有）である旨主張（第 3）している。

しかし、相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかつたものとみなすとされているところ（1・(5)）、請求外〇〇は、本件各土地に係る請求外〇〇の持分につき、相続を放棄していることが認められることから、請求外〇〇は、請求外〇〇の相続開始日（平成 21 年 3 月 21 日）に遡って、初めから相続人とならなかつたものとみなされる。

したがって、処分庁が、本件各土地に係る本件各年度分の固定資産税等の各賦課期日現在、請求外〇〇の法定相続人である請求人のみを、本件各土地を現に所有している者と認定してなした本件各処分に違法又は不当な点はない。

4 また、隣地と境界に争いがある土地なのに税額が高すぎるとの請求人の主張（上記第 3）を、法 381 条 1 項に規定する固定資産課税台帳の登録事項である本件各土地の地番、地目及び地積が、実際の地番、地目及び地積と異なるため本件各処分は違法又は不当である旨主張しているものと解したとしても、その不服

は、審査委員会への申出事項であることから（1・3）、法432条3項の規定により、固定資産税等の賦課処分である本件各処分の取消しを求める本件各審査請求における不服の理由とすることはできず、同主張の当否については審理の対象とはなり得ないものというほかない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2（略）